平成２０年（フ）第２２５号
神奈川県横須賀市佐原４丁目４番10号　湘南ブライト・レジデンス205
破産者　大杉　浩一
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第２５９０号
愛知県小牧市大字久保一色1198番地　サンフレンズたがた206号、開始決定時の住民票上の住所愛知県一宮市大和町馬引字荒木３番地２
破産者　野々垣賢司
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１５号
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字観音畑10番地20
破産者　大久保真一
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９４６１号
東京都八王子市寺田町432番地　グリーンヒル寺田78―203
破産者　嵐　　晴生
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５３号
仙台市若林区遠見塚２丁目27番６号
破産者　竹田　　恵
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１９年（フ）第１１１号
秋田県由利本荘市前郷字前郷149番地
破産者　池田　孝義
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２０年（フ）第７８号
秋田県由利本荘市羽広字七ツ鉢２番地
破産者　畠山　　仁
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第９号
茨城県稲敷市神宮寺1243番地
破産者　根本　芳子
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２０年（フ）第４５６号
東京都足立区東和３丁目13番１―1021号、開始決定時の住所埼玉県八潮市緑町２丁目20番地１　ルミナス八潮1007号室
破産者　浅井　伸一
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第２３３号
神奈川県横須賀市船越町１丁目34番地鈴木荘
破産者　小河富士恭
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第６４１号
滋賀県草津市野路５丁目６番38―508号、開始決定時の住所大津市萱野浦２番１号メルシー瀬田507
破産者　澤井　宏司
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１１号
広島県庄原市東城町久代1989番地
破産者　東城建材こと　瀬尾　俊昌
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第１９０号
福岡県古賀市花見東３丁目７番３―203号
破産者　本村　文江
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４６０号
福岡県古賀市青柳町201番地１
破産者　本村　孝敏
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２３号
長崎県長崎市界２丁目19番11号、開始決定時の住所長崎県長崎市本河内３丁目35番13号
破産者　渡邉すみ子
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第５５１号
秋田市泉三嶽根15番35号
破産者　相川　悌二
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４６３号
秋田県男鹿市船川港船川字泉台40番地
破産者　武田　妙子
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５号
福島市野田町字加賀屋敷106番地　アークタウン舟山Ｂ棟102
破産者　渡邉　高志
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所